

# 働きやすい職場づくりに向けた取組内容

法人名: 社会福祉法人喜創会

登 録 要 件	該 当	主な取組内容(事業者PR)
1. 県内で介護保険サービスを経営している。	○	—
2. 介護職員処遇改善加算Ⅰを算定している。	○	—
3. 介護職員等特定処遇改善加算を算定している。	○	—
4. 次の資質向上要件を満たしている。		
職員の資質向上に向けた初任者研修、実務者研修、略痰吸引研修、認知症ケア (1) 研修などの受講支援制度(代替職員確保含む)や複数事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度を有している。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆新任職員の入職時には、多職種の教育・育成担当の職員が、3ヶ月ほどのスケジュールを立てて研修を行います。介護に関する事項だけでなく、多職種の業務内容なども学び、チームケアの一員となるべく、様々な知識・技術取得ができるよう研修体制をしいています。</li> <li>◆職員の資質向上のために、全職員を経験年数などからステップ1~4に階層を設け、そのステップ毎に必要な内部研修内容を、年間計画に基づき実施しています。</li> <li>◆上記の内部研修以外にも、サービスの質の向上のため、職員が学びたい外部研修に法人が全額補助で参加できる体制をつくっています。</li> </ul>
(2) 研修受講等と連動した人事考課制度を有している。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆資格取得と連動した基本給の等級設定を行っています。</li> <li>◆介護福祉士の資格手当として3万円/月支給しています。</li> <li>◆年2回の自己評価・上司評価を経て面談を行い、評価シートを元にした評価制度を導入しています。</li> </ul>
5. 次に掲げる労働環境要件のうち、いずれかを満たしている。		
(1) 次世代育成対策推進法第13条に基づき、「基準に適合する一般事業主」の認定を受けている。	—	—
(2) 以下の項目のうち、4項目以上を満たしている。	○	
① メンター制度を導入している。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆新任職員の入職時には、多職種の教育・育成担当の職員が、3ヶ月ほどのスケジュールを立てて研修を行います。介護に関する事項だけでなく、多職種の業務内容なども学び、チームケアの一員となるべく、様々な知識・技術取得ができるよう研修体制をしいています。</li> <li>◆特に同じユニット・部署の先輩介護職員については、業務指導だけでなく、公私ともに支援できるように配慮しています。</li> </ul>
② 年次有給休暇を計画的に付与する制度を有している。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆職員がリフレッシュ休暇、アニバーサリー休暇を利用して連休をとる時期の希望の調査を期初に行い、希望する職員が全員長期連休を取得できるように配慮しています。</li> <li>◆2019年の法改正により、計画付与が可能となりますが、職員間で協議しながら、連休のとりやすい職場づくりに努めます。</li> </ul>
③ 年次有給休暇を半日単位、時間単位で取得できる制度を有している。	—	—
④ 有給である複数の特別休暇制度を有している。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆結婚休暇、忌引き、出産休暇などの一般的な休暇に加え、リフレッシュ休暇、アニバーサリー休暇などがあります。</li> </ul>
⑤ 所定外労働時間の縮減に努めている。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆介護補助員を採用し、利用者への直接介助以外の雑務(掃除、洗濯、シーツ交換等)を担当してもらい、介護職員の業務軽減、労働時間の短縮、利用者への介助時間の増加に繋がるよう努めています。</li> <li>◆時間外労働が特定の職員に偏らないように、各部署の所属長が調整および管理を行っています。</li> <li>◆時間外勤務は、原則、上司の指示・承認がある場合のみとし、必要最小限にとどめるよう努めています。</li> </ul>
⑥ ICT活用による業務省力化や負担軽減に向けた介護ロボット、リフト等の介護機器を導入している。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆介護記録や利用者管理、または入居申し込みの管理等を全てシステム化しています。タブレット端末も導入し、職員の記録に関わる時間の負担軽減に努めています。</li> <li>◆グループウェアシステムを導入し、上司や同僚、他職種との情報共有がリアルタイムに行うことができ、申し送りなどの業務の負担軽減に努めています。</li> <li>◆全施設の浴槽にリフトを設置し、利用者、介護職員が共に負担を軽減し、安全な入浴介助を行えるようにしています。</li> </ul>
育児休業、介護休業、この看護休暇など、育児・介護休業法で義務付けられた制度以外の育児や介護と仕事に両立の支援のための支援策を有している。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和3年7月に在宅勤務制度を制定しました。新型コロナウイルスの感染対策だけでなく、子の育児や看護または親の介護などを理由とした場合にも活用しています。</li> </ul>
6. すべての介護職員に、介護福祉士等の届出制度への届出を勧奨している。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆全職員に周知している。</li> </ul>
7. 介護職員のチームリーダーを配置し、処遇評価を行っている。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ユニットリーダーを統括するチーフリーダーを配置しています。施設のケアの質が向上するため介護職員全体のマネジメントを行い、処遇評価や指導を行う役割です。</li> </ul>